

阪大分会ニュース

No. 66 2010年9月15日 発行

関西単一労働組合大阪大学分会

大阪市淀川区十三東3-16-12 Tel. 06-6303-0449

正規・非常勤・派遣・委託など
1人でも入れる組合です
あらゆる相談を受けつけます
handaibunkai@yahoo.co.jp

長期非常勤の

法人化後採用の非常勤の

「当分の間」撤廃・5年後解雇・6年切り解雇を阻止しよう！

「非正規化による貧困化」をつくりだした

責任を阪大はとれ！

前号に続く、8月4日の団交報告です。

【団交報告3】私たちは、①新自由主義・グローバリズムの中で労働現場の規制緩和が進み、非正規労働者が労働者全体の3割を越え、その貧困化が社会問題化していることと、②阪大の職員の7割を越える非正規化の問題についても、大学の見解を明らかにすることを要求した。

大学は、①について「『非正規化による貧困化』は社会問題と理解されるとおり、社会政策上の問題であり、団体交渉で取りあげるべきでない」と、「社会政策上の問題」と言い逃れ、見解を述べることを拒否した。阪大は国立大学法人としての社会的責任を回避したのだった。

ところが、8月3日、厚生労働省は労働経済白書を公表し、企業の人事費抑制志向のために不安定な働き方の非正規労働者が増え、年収200万円台の低所得層が拡大したことについて言及した。そして、派遣規制緩和を後押し格差を拡大させたことについて、国でさえもその責任を認めたのだった。

山本課長補佐は「（白書には）日本型の雇用は有效であり、有期とか期限を区切ってない雇用に今後回帰する、また、すでに一部みられる」と長期雇用を再評価する動きがあることを認めた。しかし、「社会問題を団交で言わざるも困る。私どもは国会議員ではないから」「組合員の年収190万円は社会



水準からいえば高いのに、何でも低い低いと“悪の帝国”的にいわれるのは困る」と開き直った。

一方、中谷人事係主任は「他の大学ではありえない数字の50名もの特例職員を採用するのに、なぜ非正規化しているといわれなければならないのだ」と文句まで言い出す始末。

しかし、阪大こそが法人化に際して徹底した人件費抑制策をとり、短期雇用化と低賃金化によって国の規制緩和を先頭になって実践し、格差を拡大させてきた張本人ではないのか。「非正規化による貧困化」をつくりだした責任は阪大にこそある。

厚生労働省は8月、2010年度版「労働経済の分析」(労働経済白書)を発表した。不安定労働者が増え、労働者の收入格差がついたことについて、「労働者派遣が後押しした」との見出しを打ち破った。政権交代や、労働派遣規制緩和の実現とされたため、踏み込んだ表現となった。

厚生労働省は8月、2010年度版「労働経済の分析」(労働経済白書)を発表した。年間で、100万～200万円の低賃金層の割合が雇用者全体の25%から28%に増えた。

この結果、消費が低迷雇業率の可能化をめぐる議論が活発化した結果、

非正規雇用が拡大した背景と指摘。消費が拡大した結果、

企業と人件費の抑制意向が強まり、じっくりと人材を育てるよりも即戦力の人材を育むことに力を注ぎた。ま

たと騒めた上で、「今は正規雇用化を進めて後押しして、今後は

労働経済白書は、正規雇用化を進めて後押しして、今後は

労働経済白書は、正規雇用化を進めて後押しして、今後は

朝日新聞8月3日(夕)

格差拡大 国責任認めらる

労働経済白書「派遣規制緩和後押し」

職員の7割が非正規労働者なのだ！

②について、阪大は7割の算出根拠を明らかにせよと反対に組合に要求してきた。「大阪大学プロフィール2009」を参照すれば、職員数に対する非常勤職員数の割合は7割となる。しかし、阪大は法人化後非常勤職員を増加させているというのに、7割になることを認識していないというのだ。また、助教（助手）に雇用期限を導入し、期限付の「特任」研究員、「特任」助教、「特任」准教授や「特任」常勤職員を増やしつづけてきた。この任期付き教員や職員についても、阪大は非正規労働者と認識していなかった。阪大は外部資金のプロジェクトによる採用だから、有期雇用で当然だという認識であり、有期雇用期間が終われば、失業することなど考えもない。しかし、労働者にとって有期雇用ほど不安定で不利な働き方ではないのだ。

私たちは7月15日付けの回答が鷲田総長も合意であるのか、阪大を追及した。阪大は鷲田総長は法人の一員に過ぎずと言い張ったが、鷲田総長も合意していることを確認した。雇用の最高責任者として阪大の「非正規化による貧困化」の責任を追及するぞ。

【仲間の闘いから】

神田分会长の解雇撤回・雇用継続をかちとる！

黒川乳業の工場閉鎖・大量解雇強行阻止と闘ってきた関単労・黒川乳業分会は、地域の仲間の支援をえて神田分会长の解雇を撤回させた。「生き残りのため」なら労働者の首を切ってもかまわないという会社の姿勢に一定歯止めをかけ、労働者の働く権利と生存権を主張して闘う関単労をつぶさせなかつた。

闘えば勝つんだ！ということを確信できた闘いだった。阪大の非常勤職員も団結して、5年後解雇・6年切り解雇を撤回させ継続雇用を勝ち取ろう！

非正規労働者の談話室

阪大の解雇攻撃に直面している非常勤職員の人達と相談会をもっています。

一人悩まず、組合に相談を！

日時 9月21日（火）午後6時～9時

場所 豊中市立千里公民館第一会議室

（豊中市千里文化センター内コラボ内）

アクセス

・北大阪急行またはモノレール

千里中央駅下車

「当分の間」を撤廃するな！

団交拒否・組合間差別を許さない！－不当労働行為救済申し立て－

私たちは「当分の間」撤廃問題における阪大の団交拒否と組合間差別を許さないために、大阪府労働委員会に不当労働行為申立てをおこなった。阪大は「特例職員制度導入に伴う、今後の雇用等についてのお知らせ」を「当分の間」撤廃とセットにして出した。「当分の間」撤廃問題は、長期非常勤職員を5年後雇い止め=解雇するということであり、重大な労働条件の不利益変更問題である。したがって、阪大はわが組合に提案し、合意・同意を得る義務と責任がある。しかし、阪大は長期非常勤職員の切実な反対の声もわが組合や阪大教職員組合などの反対意見も封殺し、1カ月という短期間に決定した。これは、阪大に労働組合と交渉する意志などなかったことを表している。私たちは阪大の組合無視・反労働的・非民主的な態度を改めさせ、わが組合との正常な労使関係を回復させるために申立てをおこなった。

私たちは、大阪府労働委員会へ申し立てることにより、阪大に対して長期非常勤職員の5年後雇い止め=解雇阻止の闘いを強化していく決意である。

非常勤職員のみなさん、一人の解雇も許さない闘いを、ともに団結して取り組もうではありませんか。わが組合への加入をよびかけます。